

年金記録訂正請求に係る答申について

東海北陸地方年金記録訂正審議会
令和4年1月25日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	0件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	0件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	2件
国民年金関係	2件
厚生年金保険関係	0件

厚生局受付番号：東海北陸（受）第 2100393 号

厚生局事案番号：東海北陸（国）第 2100019 号

第 1 結論

平成 6 年 4 月から平成 8 年 3 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名：女
基礎年金番号：
生 年 月 日：昭和 49 年生
住 所：

2 請求内容の要旨

請 求 期 間：平成 6 年 4 月から平成 8 年 3 月まで

私は、短大在学中の平成 6 年 * 月に 20 歳になり、卒業後、平成 6 年 4 月からは、専門学校に入学して、平成 8 年 3 月に卒業した。

国民年金については、20 歳から加入したが、保険料は、学生の間も含め私が婚姻するまで、母親が全て納付してくれていた。しかし、20 歳直後の * か月間及び請求期間後に婚姻するまでは納付済みであるのに請求期間の保険料のみ未納とされており、母親が中途半端に納付しないことはありえない。また、請求期間当時同居していた妹の記録では、20 歳以降、継続して納付されているのに自分だけ未納期間があるのもおかしいので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

オンライン記録によると、請求者に係る国民年金の被保険者記録については、請求者が 20 歳に到達した平成 6 年 * 月に国民年金の被保険者資格を取得する事務処理が同年 3 月 23 日に行われていることから、請求者の国民年金手帳記号番号（平成 8 年 12 月まで使用されていた国民年金にかかる記号番号）は、平成 6 年 3 月頃に払い出されたものとみられる。この請求者の国民年金手帳記号番号は、平成 9 年 1 月 1 日に基礎年金番号（平成 9 年 1 月から使用されている制度共通の記号番号）として付番されており、その後、請求者が共済組合の加入員資格を取得した平成 8 年 4 月 1 日まで遡って国民年金の被保険者資格を喪失する事務処理が、平成 10 年 6 月 5 日に行われていることが確認できる。このことから、母親は、請求期間の保険料について現年度保険料又は過年度保険料として納付することが可能であった。

しかしながら、請求者は、請求期間の保険料納付に直接関与しておらず、これ

らを行ってくれたとする母親は、請求期間の保険料の納付場所、納付方法及び納付金額について記憶がない旨陳述しており、請求期間に係る保険料納付状況の詳細は不明である。

また、請求者は、母親は納付書が来ていたのに納付しなかったことは一度もないと主張しているものの、オンライン記録によると、請求者に対しては、平成10年4月10日付けで過年度保険料に係る納付書の発行が確認できることから、この時点で、母親はこれ以前に発行されている現年度保険料に係る納付書で保険料を納付していない期間があったことが推し量られる。

さらに、請求者は、請求期間当時に同居していた妹の記録では、20歳以降も継続して納付されているのに自分だけ未納期間があるのはおかしいと主張しているところ、オンライン記録によると、妹の国民年金加入期間において、請求期間と重複する平成7年*月(20歳)から平成8年3月(請求期間の終期)までの保険料については、現年度保険料として納付されている期間は確認できないこと並びに、請求期間後の請求者及び妹に係る、婚姻日までの納付状況についてオンライン記録を確認しても、保険料の納付日及び納付回数は、大半が異なっている上、上述のとおり、母親は請求者の請求期間に係る納付状況の詳細は記憶がないとしていることから、母親が請求者に係る請求期間の保険料を納付していたとする状況を導き出すことができない。

加えて、請求者に係るA市の国民年金被保険者名簿においても、オンライン記録と同様、平成6年*月から同年3月までの保険料は納付済みとされているものの、請求期間の保険料が納付されていた形跡は見当たらない上、母親が請求期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(確定申告書、家計簿等)はなく、ほかに請求期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号：東海北陸（受）第 2100394 号

厚生局事案番号：東海北陸（国）第 2100020 号

第 1 結論

昭和 56 年*月から昭和 60 年 9 月までの請求期間、昭和 61 年 4 月から同年 12 月までの請求期間及び昭和 62 年 3 月の請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名：男

基礎年金番号：

生 年 月 日：昭和 36 年生

住 所：

2 請求内容の要旨

請 求 期 間：① 昭和 56 年*月から昭和 60 年 9 月まで

② 昭和 61 年 4 月から同年 12 月まで

③ 昭和 62 年 3 月

私は、大学卒業後の昭和 58 年 5 月、A 事業所に就職したが、厚生年金保険に加入できなかったため、国民年金の加入手続を B 市役所で行った。昭和 58 年 5 月以降の保険料については、自分で納付したと思うが、加入手続の際に市役所の職員から、20 歳（昭和 56 年*月）以後の未納であった保険料について、遡って納付することもできると聞いたため、約 2 年分の保険料を 3 か月分ぐらいずつ、複数回に分けて納付したことをはっきりと記憶している。

昭和 61 年 12 月に C 市に転勤し、その頃に職場へ年金手帳を提出するように言われ、加入手続の際に交付された年金手帳を提出したが、その後、返されたのは厚生年金保険の番号が記載された新しい年金手帳だけであった。現在、加入手続の際に B 市で交付された年金手帳は所持していないが、保険料を納付したのは確かなので、請求期間①、②及び③について、保険料を納付した期間に訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者に係る国民年金の記録について、オンライン記録によると、初めて被保険者資格を取得する事務処理（資格取得日は、請求者が 20 歳に到達した昭和 56 年*月）が、昭和 62 年 10 月 22 日付けで行われていることから、加入手続は、この頃に行われ、請求者から提出された年金手帳記載の国民年金手帳記号番号が C 市において払い出されたものとみられる。この加入手続時期（昭和 62 年 10 月頃）を基準とすると、請求者は、請求期間②及び③の保険料を納付することが可能で

あった。

しかしながら、請求者は、C市の前に居住していたB市において、昭和58年5月に国民年金の加入手続を行い、昭和58年5月以降の保険料については、自身で納付したとするものの、納付方法及び納付時期などについての記憶は明らかでないことから、請求期間①のうち、昭和58年5月から昭和60年9月までの期間、並びに請求期間②及び③の保険料納付状況についての詳細は不明である。

また、請求者は、請求期間①のうち、昭和56年*月から昭和58年4月までの保険料については、B市で加入手続を行った頃に、複数回に分けて遡って納付したことをはっきりと記憶しているとするものの、請求者の主張に沿って、B市で保険料を納付するためには、上述の昭和62年10月頃にC市において払い出された国民年金手帳記号番号以外に別の国民年金手帳記号番号が払い出されている必要があった。しかし、国民年金手帳記号番号払出簿検索システム及びオンライン記録によると、請求者の氏名に関して可能性のある読み方等を考慮して、再度、確認を実施しても、請求者に対しては、上述の国民年金手帳記号番号以外に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

さらに、i) 請求者から提出された年金手帳並びに昭和62年度及び昭和63年度当時にC市が作成した収滞納リストに記載された国民年金手帳記号番号は、上述の昭和62年10月頃にC市で払い出された国民年金手帳記号番号のみであること、ii) A事業所は、請求者から年金手帳を預かったかどうかははっきりとした記録がないため不明であるほか、現在、請求者の年金手帳について保管していない旨回答していること、iii) 請求者が加入手続を行ったとするB市は、請求者の国民年金の記録について、記録がない旨回答していることから、B市において、請求者に対し、別の国民年金手帳記号番号が払い出され、年金手帳が交付されたとする状況をうかがい知ることはできない。

以上のことを踏まえると、請求者に係る国民年金の加入手続は、昭和62年10月頃にC市で初めて行われたこととなり、請求者は、請求期間①、②及び③当時において、国民年金に未加入であったものとみられることから、請求者の主張する昭和58年5月頃に、請求者が請求期間①のうち、昭和56年*月から昭和58年4月までの保険料を分納すること、及び請求期間①のうち、昭和58年5月から昭和60年9月までの保険料、並びに請求期間②及び③の保険料を、請求期間①、②及び③当時に、納付したことを導き出せない。

加えて、上述の加入手続時期（昭和62年10月頃）を基準とすると、請求期間①の保険料の大半は既に2年の時効が成立しており、遡って納付することはできず、請求期間②及び③の保険料については、遡って納付することが可能であったものの、請求者の主張は、就職した昭和58年5月にB市で国民年金の加入手続を行ったとするものであることのほか、請求者が上述の加入手続時期に居住していたC市は、請求者の国民年金に係る記録はない旨回答していることを踏まえると、請求者が、同市で行った加入手続時期において、請求期間②及び③の保険料を遡って納付したとまでは推認できない。

このほか、請求者が請求期間①、②及び③の保険料を納付していたことを示す

関連資料（確定申告書、家計簿等）はなく、請求期間①、②及び③の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。